

登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進し、地球温暖化の防止、環境保全意識の高揚及び大気汚染の改善を図るため、電気自動車等を購入する市民等に対し、予算の範囲内で登米市電気自動車等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (4) リース契約 電気自動車等の貸主が、当該電気自動車等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電気自動車等を使用収益する権利を与え、借主は、当該電気自動車等の購入費用等の対価として使用料を貸主に支払う契約をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、電気自動車等を新たに購入又はリース契約により導入する事業とする。

(交付要件等)

第4条 前条の補助対象事業に係る補助対象者、補助対象自動車、補助金の交付要件及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付期間等)

第5条 補助金の交付の申請を受け付ける期間は、市長が別に定める期間とする。

2 補助金の交付は、個人にあつては1世帯につき、事業者にあつては1事業者につき、同一会計年度内において1台までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された注文書の写し又は契約書の写し
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し（割賦払による購入の場合は、その契約書等の写し）
- (3) 補助対象自動車の自動車検査証（電子化された場合にあつては、自動車検査証記録事項）の写し
- (4) 補助対象自動車の写真
- (5) 補助金の振込先口座が確認できる書類の写し
- (6) 市内に事業所又は事務所を有することを証する書類（事業者に限る。）
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に際し、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、登米市電気自動車等導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、その交付額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産の処分制限）

第10条 規則第21条第1項第3号に規定するその他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認め市長が指定する財産は、補助対象自動車とする。

2 規則第21条第2項に規定する補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定める期間は、補助対象自動車の初度登録がされた日から4年とする。

3 補助事業者は、前項に定める期間内において、補助対象自動車を処分しようとするときは、あらかじめ、処分等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由によるときも、同様とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助対象自動車	補助金の交付要件	補助金の額
次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内に居住し、かつ、市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所又は事務所を有する事業者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。	次の各号のいずれにも該当する電気自動車等（超小型モビリティを除く。）とする。 (1) 自動車検査証の自家用・事業用の別が自家用であること。 (2) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が登米市内の住所であること。 (3) 補助金の交付を申請する年度の前年度の	次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 補助対象自動車を新車で購入又はリース契約していること。ただし、リース契約の場合は、その契約期間が4年以上であり、かつ、新車購入と同等程度の債務が発生する見込みであること。 (2) 申請者が補助対象自動車の自動車検査証	1台当たり 10万円

	<p>1月1日から補助金の 交付を申請する年度の 12月31日までに初度登 録されたものであるこ と。</p>	<p>の所有者又は使用者と して記載されているこ と。</p>	
--	---	---	--

様式第1号（第6条関係）

登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（あて先）登米市長

申請者（申請区分 個人 法人）

住 所 （事業者にあつては、 市内の事業所等の所在地）	
氏 名 （事業者にあつては、名称 及び代表者の氏名並びに 市内の事業所等の名称）	フリガナ
生年月日 （個人の場合）	年 月 日生
連絡先	電話 （ ）
担当者 （法人の場合）	氏名 連絡先

登米市電気自動車等導入支援事業補助金の交付を受けたいので、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際は、この申請をもって当該事業の実績報告とします。

記

【対象自動車】

対象自動車の区分 （該当する□にチェック）	<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
車名	
型式	
自動車登録番号又は車 両番号	
登録年月日	年 月 日

車両本体価格 (補助対象経費)	円
補助金交付申請額	円

【自動車販売担当会社名 (販売に対しての問合せ先)】

住所・所在地	
名称	
担当者名	
電話番号	

【振込先】

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協						
店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所						
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄						
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

様式第2号（第7条関係）

登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

年 月 日付けで申請のあった登米市電気自動車等導入支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象自動車
- | | |
|---------------|-------|
| 車名 | _____ |
| 型式 | _____ |
| 自動車登録番号又は車両番号 | _____ |
- 2 交付決定額（交付確定額） 金 円

様式第3号（第7条関係）

登米市電気自動車等導入支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

年 月 日付けで申請のあった登米市電気自動車等導入支援事業補助金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定したので、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申請のあった自動車
車名 _____
型式 _____
自動車登録番号又は車両番号 _____
- 2 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）登米市長

補助事業者（区分 個人 法人）

住 所 （事業者にあつては、 市内の事業所等の所在地）	
氏 名 （事業者にあつては、名称 及び代表者の氏名並びに 市内の事業所等の名称）	フリガナ
連絡先	電話 （ ）

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた登米市電気自動車等導入支援事業補助金について、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により請求します。

記

1 補助対象自動車 車名
型式
自動車登録番号又は車両番号

2 交付請求額 金 円

様式第5号（第9条関係）

登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

年 月 日付け 第 号により交付を決定した登米市電気自動車等導入支援事業補助金について、下記の理由により取り消すことを決定したので、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請のあった自動車 車名
型式
自動車登録番号又は車両番号
- 2 補助金取消額 金 円
- 3 取消しの理由

処分等承認申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

補助事業者（区分 個人 法人）

住 所 （事業者にあつては、 市内の事業所等の所在地）	
氏 名 （事業者にあつては、名称 及び代表者の氏名並びに 市内の事業所等の名称）	フリガナ
連絡先	電話 （ ）

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた登米市電気自動車等導入支援事業補助金により取得した補助対象自動車について、下記のとおり処分したいので、登米市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により申請します。

記

1 処分する補助対象自動車 車名 _____
型式 _____
自動車登録番号又は車両番号 _____

2 処分の方法（該当する項目に○を付けてください。）

売却	譲渡(無償)	交換	貸与	担保	廃棄	その他

その他の内容（ _____ ）

3 処分の理由

4 処分の時期 年 月 日（から 年 月 日まで）

5 処分の条件（処分することによって収益があったときは、その額を記載してください。）